

うきは市浮羽町域 学校再編基本計画



令和8年3月

うきは市教育委員会

目次

I. 基本構想の概要	1
第1章 うきは市浮羽町域の学校再編の考え方	1
1-1 浮羽町域の教育整備方針	1
1-2 施設整備コンセプト.....	3
1-3 施設整備方針	4
II. 基本計画	6
第1章 計画の概要.....	6
1-1 概要	6
1-2 敷地条件.....	6
1-3 災害リスク.....	7
第2章 配置計画(ゾーニング)	8
2-1 新設校舎の配置	8
2-2 新設校舎等の構成.....	8
第3章 施設構成	10
3-1 教室数の設定	10
3-2 必要規模の検討.....	11
3-3 普通教室の検討.....	13
3-4 特別教室の検討.....	15
3-5 管理諸室の検討.....	17
3-6 屋外施設の検討.....	19
3-7 共用部の検討	20
3-8 施設全体の構成.....	21
第4章 施設基本計画.....	23
4-1 計画所要室の方針	23
4-2 屋外施設の整備方針	24
4-3 付帯施設の整備方針	24
4-4 動線計画と配置計画.....	25
4-5 造成計画の検討.....	26

4-6	平面計画の方針.....	27
4-7	構造計画の方針.....	31
4-8	設備計画の方針.....	35
4-9	環境配慮計画の方針	37
4-10	防災計画の方針.....	38
4-11	防犯計画の方針	40
4-12	計画案の検討.....	41
第5章	再編による様々な影響と対応策.....	48
5-1	通学距離と通学環境.....	48
5-2	跡地活用と地域拠点化.....	48
5-3	地域等への説明と合意形成	48
第6章	概算事業費と事業スケジュール(案)	49
6-1	概算事業費.....	49
6-2	事業スケジュールの基本的考え方	51
6-3	事業方式のスケジュール案	51
6-4	建設工事に関する配慮事項	52
6-5	児童生徒・教職員への移行支援	52
6-6	地域説明・連携体制	52
第7章	今後の体制整備.....	53
7-1	今後の検討課題	53
7-2	検討・整備に必要な体制.....	53
7-3	地域とともに歩む学校づくり	53
参考資料	54
参考資料1:	学校施設の規模・性能設定の参考資料.....	55

第1章 うきは市浮羽町域の学校再編の考え方

1-1 浮羽町域の教育整備方針

(1) 小中一貫教育に適した教育環境の整備

小中一貫教育を通して、より良い教育環境を目指し、浮羽町域の特色をいかした魅力ある学校として、義務教育学校を設置します。

義務教育学校にすることで、9年間の一貫した指導や小学校高学年の教科担任制、異学年の交流活動等の多様な教育実践が可能となり、児童生徒の成長や教職員の指導の面での高い効果が期待できます。

① 施設一体型義務教育学校の設置

浮羽町域の3小学校（山春小学校、大石小学校、御幸小学校）と浮羽中学校を一体化し、浮羽中学校の敷地内に『義務教育学校』としての新校舎を設置

ア 開校年度

令和13年（2031年）の開校を目指す

イ 学校規模

1学年 2～3学級

9学年×2～3学級の通常学級と、特別支援学級の設置

② 施設一体型義務教育学校の特徴

- ア 教育課程編成の自由度が高いため、個に応じた学習や教科担任制の授業を取り入れやすいことをいかし、児童生徒を多面的にとらえ、つまずきの解消に対応し、児童生徒の自ら学ぶ意欲の向上につなげる教育ができる。
- イ 小中学校が一体化した教職員組織であるため、児童・生徒指導に関する情報を常日頃から共有し、児童生徒の安心感につながる、よりきめ細かな指導を行うことができる。
- ウ 児童生徒が1つの学校で一緒に教育を受けることで、「異学年交流」が日常的に行われ、それにより児童生徒の自己肯定感や自己有用感が高まり、将来の目標や夢の実現に向かって自信を持って取り組んでいくことができる。

(2) 社会状況の変化に対応する教育環境の整備

Society5.0 時代として、産業構造や社会システムなど社会のあり方そのものが大きく変化しつつある中、子どもたち一人一人を大切にし、また、お互いを尊重し、協働しながら探求を深め、問題を解決していく資質・能力を育成することが求められています。また、少子化の影響により、児童・生徒数が減少し、教育的機能の維持が困難となっている地域・学校が存在しています。多様な教育方法、学習活動を自由に展開するためには、施設環境にも大きな変革が必要とされており、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための教育環境の整備を行います。

1-2 施設整備コンセプト

郷土を愛し、夢や志を持ち、グローバル社会を豊かに生き抜く児童・生徒の育成 — 地域の宝を次代につなぐ教育・まちづくりの拠点整備 —

浮羽町域では、少子化の進行により児童生徒数が減少し、これまで地域の学びを支えてきた小・中学校の存続が厳しさを増しています。同時に、各校舎の多くが建築後 30～50 年を経過し、老朽化しています。こうした中、単なる統廃合や施設更新ではなく、「未来志向の学校づくり」へと舵を切る必要があります。

一方で、教育現場に目を向けると、ICT や AI を活用した新しい学びのスタイル、異学年の協働や探究型学習など、子どもたちの「個と多様性」に対応する教育のあり方が求められています。また、「社会に開かれた教育課程」を実現するには、家庭や地域社会との連携を土台にした共創型の学び舎が欠かせません。

そこで本構想では、浮羽中学校敷地内に義務教育学校を整備し、9 年間を通じた学びの連続性と発達段階に応じた柔軟な教育展開を可能とする、新たな学校像を描きます。校舎は、バリアフリー設計や省エネルギー性能、ICT 環境等の安心・安全・快適さに配慮しながら、地域の風土や自然と調和する温かみのある空間とします。

また、学校は単なる教育の場にとどまらず、地域住民との交流拠点、防災時の避難所など、地域の暮らしを支える地域共生のハブとしての役割としても考慮しながら、旧校舎跡地についても、地域みなさんと協議しつつ、地域の記憶と誇りの継承に資するような活用を目指します。

このように、教育・施設・地域づくりを一体で構想することにより、持続可能で魅力ある「ふるさとうきは」の未来を、子どもたちと共に育んでいきます。

1-3 施設整備方針

学校再編の基本構想の実現に向けて、児童生徒が活躍できる環境をどのように整備するか、施設の方針を以下のとおり示します。

整備方針①：義務教育学校の実現

うきは市における小規模校の増加や学級編成の困難化に対応するため、学校再編は避けて通れない課題です。小中一貫教育の学校制度の中でも、義務教育学校は、義務教育の9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施し、教職員が義務教育9年間の教育活動を理解し、児童・生徒の発達段階に応じた教育を実施する学校です。基本的には、小学校及び中学校の学習指導要領を準用した上で、特例としての新教科の創設や「4－3－2」制など児童・生徒の実態に応じた柔軟な学年段階の設定、一部教科担任制、小中学校教員の相互乗り入れなど取組の工夫ができやすくなります。

本方針では、教職員の連携を促進し、学級・教科横断の授業体制、異学年間の交流活動、個に応じた教育の深化など、学校全体で子どもを育てる体制を構築し、学校の様々な課題解決や学校の教育目標の実現を目指します。

整備方針②：安心・安全・快適な学習環境

バリアフリー化・脱炭素化に配慮しつつ、子どもたちの感性を育む空間設計を取り入れます。また、防災・防犯にも配慮しながら、安心と利便を兼ね備えた「地域の拠点施設」としての整備を目指します。

整備方針③：地域とともにある学校づくり

うきは市は、「学校＝地域の核」としての機能が今もなお続いている地域であり、特に小学校は地域コミュニティとのつながりが大きくなっています。学校再編によって物理的な距離は離れても、“心の距離”を縮めることが不可欠です。

そのため、授業におけるゲストティーチャー・伝統文化の継承・農業体験など、地域資源をいかした“うきはならではの教育”を継続・発展させ、教育と地域が共に育みあう拠点づくりを目指します。

整備方針④：地域資源と風土をいかす施設デザイン

施設の配置・デザインにもこの地域性を反映させ、田園風景や山々との調和など、地域の環境と調和する建築を目指します。また、環境教育の一環として、環境共生型施設となるように配慮し、学校そのものが「持続可能な社会」を体感できる教材・実践の場となるように配慮します。

整備方針⑤：持続可能な維持管理と運営モデル

教育の質だけでなく、限られた財政資源の中での「持続可能性」も、学校再編における最大の鍵です。

LCC（ライフ・サイクル・コスト）^(※1)の最適化を重視し、構造・設備・運営体制を一体的に検討します。さらに、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー）^(※2)対応建築の導入、再編後の効率的な人員配置により、長期的な公費負担の抑制を検討します。

※1 LCC（ライフ・サイクル・コスト）：「LCC」とは、製品や建物が「企画・設計」から「建設・製造」→「運用・保守」→「解体・廃棄」に至るまでの生涯にわたる費用の総計で、維持管理費用や解体費用まで含めた、「一生涯」にかかるコスト。

※2 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー）：「ZEB」とは、省エネと再生可能エネルギー導入により、年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロにする建物。

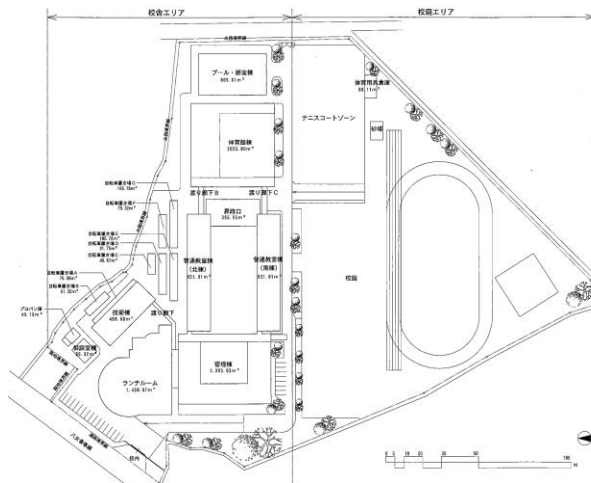
第1章 計画の概要

1-1 概要

浮羽中学校敷地内に小中一体型の新施設を整備する再編案を想定します。施設の一体化により、小中9年間の一貫した教育を実現し、児童生徒の学びの継続性や教職員間の連携を高める効果が期待されます。

1-2 敷地条件

計画地の施設配置等の現況、敷地面積、用途地域や規制等については以下の図表のとおりです。校地面積は約43,278㎡で準都市計画区域内の未線引き地域であり、学校整備においては、日影・電波障害・景観等を考慮した配置計画が必要です。



▲現況図

■敷地条件

計画地	現 浮羽中学校敷地
敷地面積	校地総面積：43,278㎡ 建物敷地面積：約10,000㎡ 屋外運動場用地面積：約20,000㎡
道路種別幅員	北西側：県道52号八女香春線 幅員約7m 東側：市道 幅員約4m
用途地域・地区	1.都市計画区域：準都市計画区域内 2.用途地域：未指定 3.防火地域：－ 4.その他の地域区域：－ 5.建ぺい率：70% 6.容積率：200% 7.高さ規制：－ 8.日影規制：建築物の高さが10m超の場合は有り

1-3 災害リスク

計画地の既存学校施設は現在避難所に指定されており、有事の際には学校関係者に限らず地域住民の命を守る重要な施設であることから、災害リスクについて、各種ハザードマップや過去の災害状況を基に整理しました。

(1) 水害リスク

① 浸水想定区域

計画地での洪水による浸水の深さは、1.0m から 3.0m 未満が想定されます。学校運営や地域住民を考慮した上で、浸水対策を講じる必要があります。



▲洪水・土砂災害ハザードマップ

出典：うきは市総合防災マップ

② 本市における近年の水害状況

令和7年（2025年）8月、九州北部を中心に発生した線状降水帯の影響でうきは市を含む筑後地方で記録的な大雨となりました。筑後川の支流や市内河川の増水により、一部地域で浸水被害が報告され、JR久大本線の運転見合わせや、土砂崩れによる道路の通行止めが発生しました。

第2章 配置計画（ゾーニング）

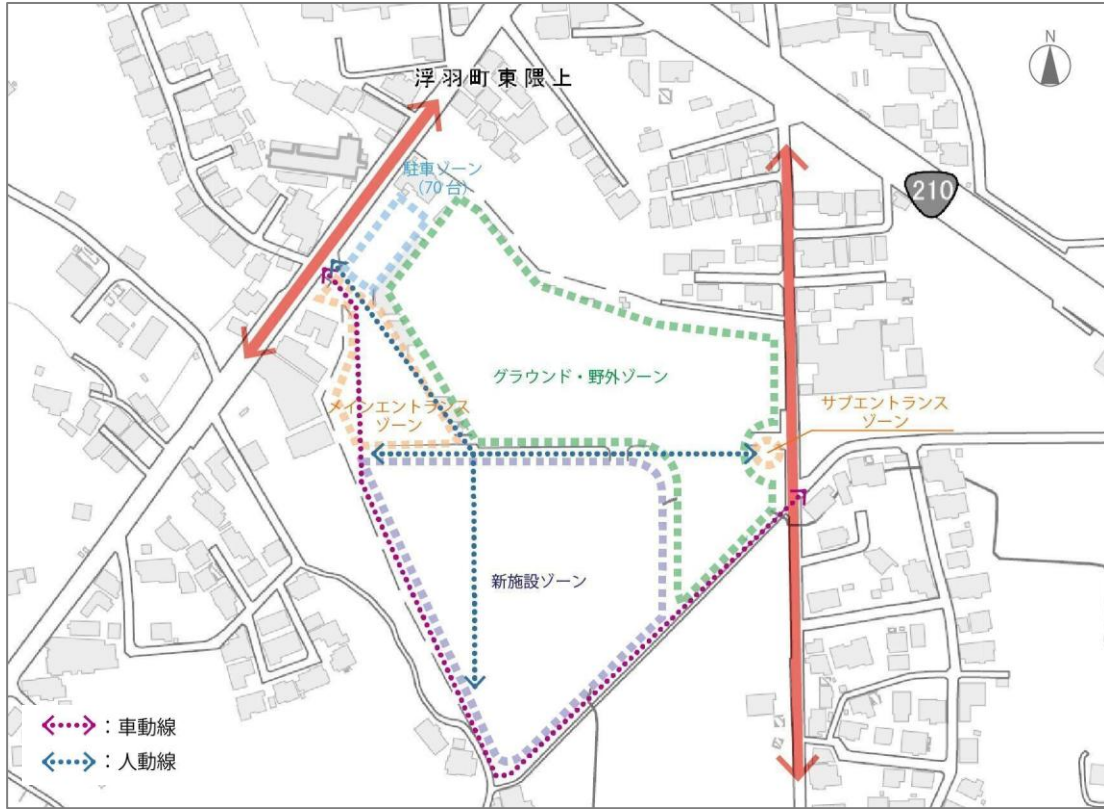
2-1 新設校舎の配置

生徒の良好な学習環境の確認を優先して考えた場合、現在のグラウンドのエリアに新設校舎等を建設し、建設後に移転する方法が最も学習環境への影響が少なく望ましい案と考えられます。また、仮設校舎が不要なため、コスト面からも有効な方法と言えます。

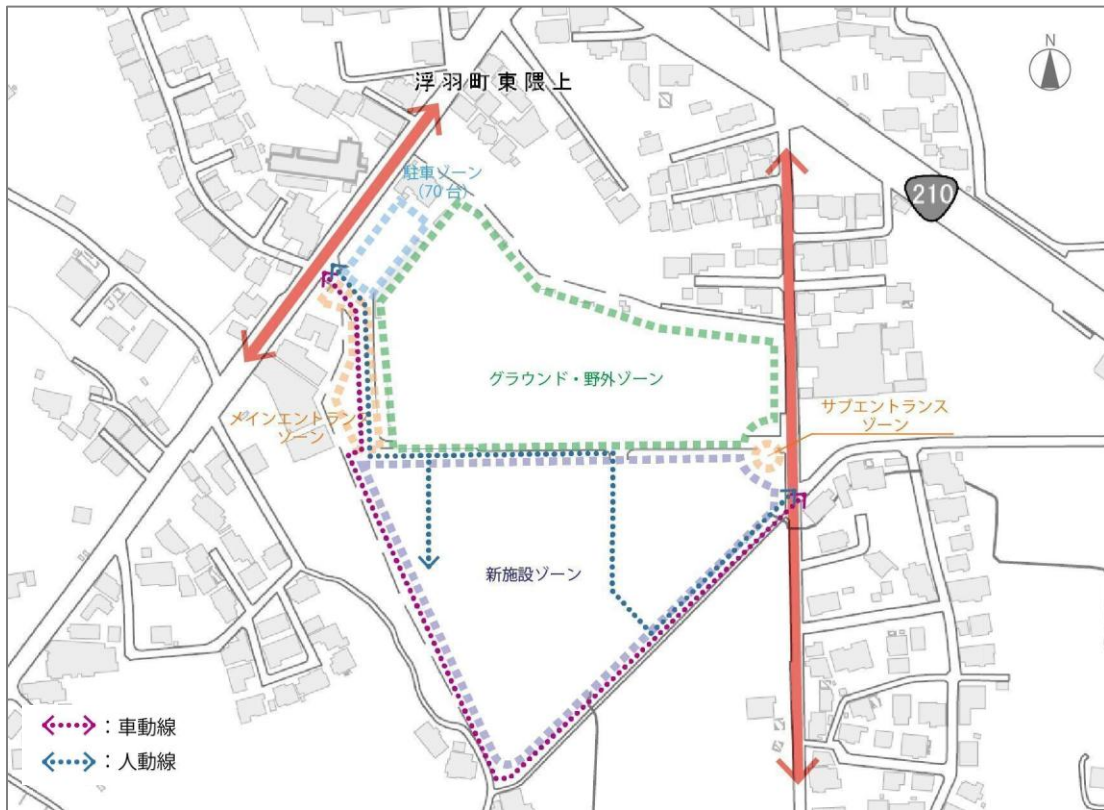
2-2 新設校舎等の構成

新校舎は、普通教室・特別支援教室・特別教室を含む本体施設に加え、屋内運動場等・給食室・ランチルーム・屋外運動場等の整備を想定しています。配置は安全性・動線・自然環境との調和に配慮した施設が必要となります。

これにあたり、エントランスや校舎への児童・生徒のアプローチ動線のとり方、車動線の取り方、及び避難計画、騒音・日照等への配慮が求められます。これらの視点を考慮し、以下の2パターンのゾーニングを想定しました。



▲ゾーニングイメージ (A案)



▲ゾーニングイメージ (B案)

第3章 施設構成

前章の配置計画の考え方、及び文部科学省等の各種仕様、類似事例等を踏まえて、施設の考え方、施設規模、必要諸室・面積等を以下のように設定しました。

3-1 教室数の設定

施設構成の設定に先立ち、令和12年（2030年）の浮羽町域の児童生徒数を推計の上、主要施設となる教室数を設定しました。その結果、小学校の必要教室数は21教室（普通学級数14／特別支援学級数7）、中学校の必要教室数は12教室（普通学級数9／特別支援学級数3）としました。

■児童生徒数・教室数の推計

	年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 12 (2030)			R 32 (2050)	
	学年	児童 生徒数	児童 生徒数	児童 生徒数	通常 学級数	特別支援 学級数	合計 学級数	児童 生徒数
小学校 (浮羽町域)	1	77	79	51	2			35
	2	95	80	56	2			38
	3	95	94	65	2			44
	4	109	96	53	2			36
	5	98	110	74	3			51
	6	114	100	76	3			52
	計	588	559	375	14	7	21※	256
中学校 (浮羽中)	1	75	113	77	3			53
	2	98	75	96	3			66
	3	110	100	96	3			65
	計	283	288	269	9	3	12※	184
小中学生	合計	871	847	644				440
備考		R6.5.1 現在	R7.5.1 現在	推計値				推計値

※ 小学校は、1、2年生 最大30人/クラス、3～6年生 最大35人/クラス

※ 中学校は、令和8年度から最大35人/クラスを導入予定（義務標準法改正予定）

3-2 必要規模の検討

文部科学省基準^(※1)より、学級数に応じる校舎及び屋内運動場の必要面積を算定します。

この基準は、公立学校施設整備費国庫負担金等の交付に関する基準であり、この数値を参考とし、当該新設校の諸条件、教育方針等を考慮し学校規模を設定していきます。

本計画では開校予定となる令和12年度の見込人数と将来を見据え、適正規模とされている学級数での必要面積を算定します。

※1：公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定(最終改正 令和4年4月1日 3文科施第480号)）

①小学校		適正規模
令和12年度見込（令和6年2月1日現在で推計）		
児童数	375 人	
学級数 (N)	14 学級	14 学級
特別支援学級	7 学級	7 学級
計	21 学級	21 学級
(1) 校舎（学級数に応じる校舎必要面積）		
普通教室	$3,881 + 187 \times (N - 12) = 4,255 \text{ m}^2$	4,255 m^2
特別支援学級	7学級 $\times 168 = 1,176 \text{ m}^2$	1,176 m^2
計	5,431 m^2	5,431 m^2
多目的室及び少人数授業用教室 加算		
	$5,431 \times 1.180 = 6,409 \text{ m}^2$	6,409 m^2
(2) 屋内運動場（学級数に応じる屋内運動場必要面積）		
	1,215 m^2	1,215 m^2
■ 学級数に応じる校舎及び屋内運動場必要面積		
(1) + (2)	= 7,624 m^2	7,624 m^2
文部科学省基準		

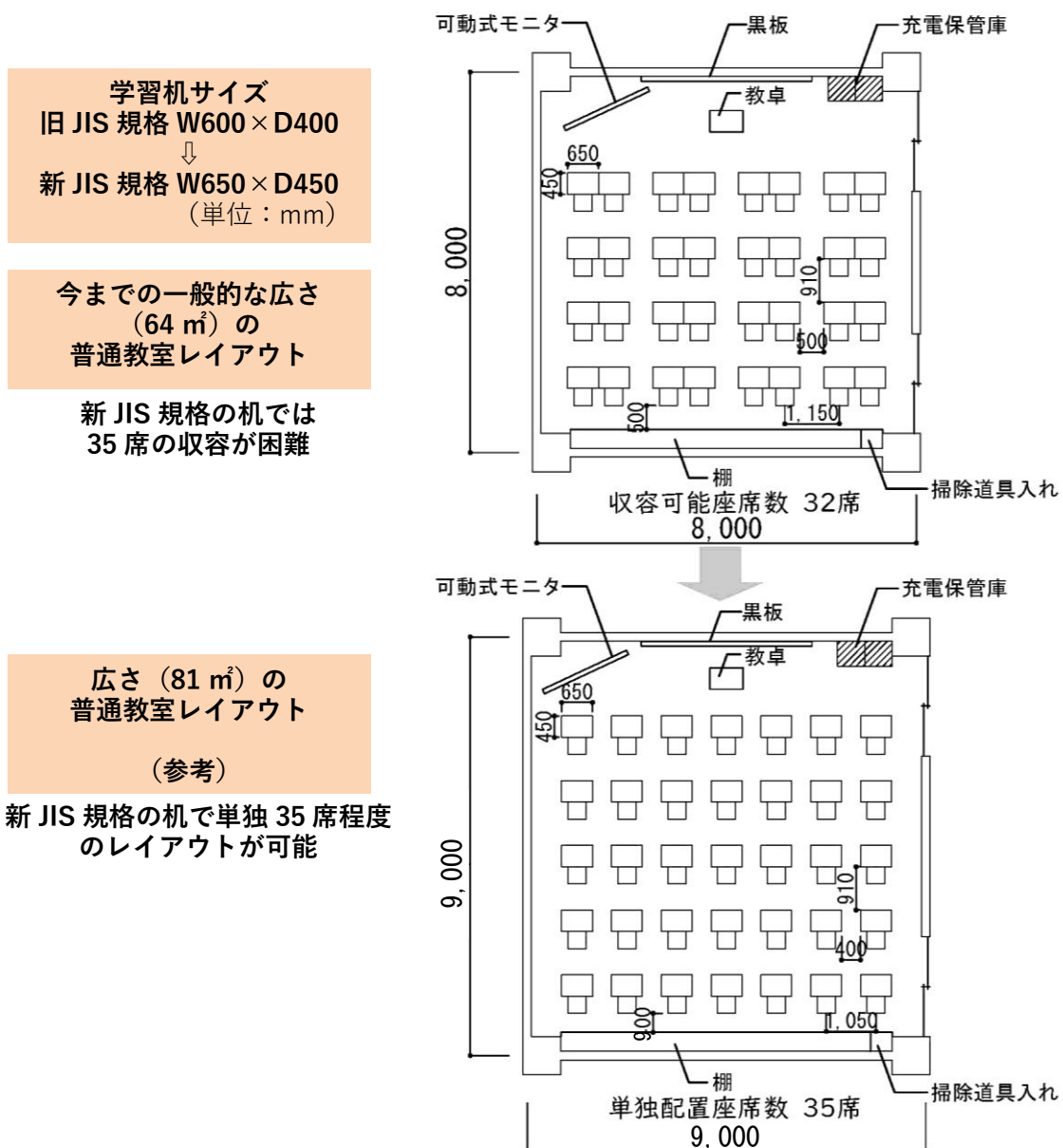
②中学校		
令和12年度見込（令和6年2月1日現在で推計）		適正規模
生徒数	269 人	
学級数（N）	8 学級	9 学級
特別支援学級	3 学級	3 学級
計	11 学級	12 学級
(1) 校舎（学級数に応じる校舎必要面積）		
普通教室	$3,181 + 324 \times (N - 6) = 3,829 \text{ m}^2$	4,153 m^2
特別支援学級	3学級 $\times 168 = 504 \text{ m}^2$	504 m^2
計	4,333 m^2	4,657 m^2
多目的室及び少人数授業用教室 加算		
	$4,333 \times 1.105 = 4,788 \text{ m}^2$	5,146 m^2
(2) 屋内運動場（学級数に応じる屋内運動場必要面積）		
	1,138 m^2	1,138 m^2
■ 学級数に応じる校舎及び屋内運動場必要面積		
(1) + (2)	= 5,926 m^2 文部科学省基準	6,284 m^2

※「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」によると、中学校の学級人数は最大40人/クラスとなっているが、令和8年度から順次35人/クラスとなるため、新設校舎整備時の「適性規模」として参考に記載した。

3-3 普通教室の検討

(1) 広さの検討

現在使用している学習机は、平成 11 年（1999 年）改正の「新 JIS 規格」が適用されています。GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末が導入され、これまでの授業で使われた教材教具に加え、タブレット端末を使用する学習も行われています。そのため、従来、64 m²程度と想定していた普通教室の広さを、本計画では 81 m²程度を基準として、市が目指す教育に適合した教室環境の整備を図ります。



(2) 環境・設備の検討

学校内での感染症対策として、教室の広さの検討に加え、教室内の空調・換気など室内環境の整備も重要と考え、以下について検討します。

- ・エアコン設置教室において、窓を開けずに換気する機械換気設備の検討
- ・機械換気設備として、熱負荷を低く抑えた空調効率の高い空気を調和する全熱交換機の検討
- ・中間期に効果的に自然換気を行うための開口部の検討

また、ビル・エネルギー管理システム(BEMS)^(※1)を導入し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るなどZEB^(※2)化を含めて検討し、ランニングコストの削減と省エネルギーに配慮します。

※1 BEMS（ビル・エネルギー管理システム）：「BEMS」とは Building Energy Management System（ビル・エネルギー管理システム）の略で、オフィスビルや商業施設などで、空調・照明などのエネルギー使用状況を「見える化」し、センサーデータに基づいて自動制御して、省エネと省コストを実現するシステム。

※2 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：「ZEB」とは Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、省エネと再生可能エネルギー導入により、年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロにする建物。

3-4 特別教室の検討

施設一体型の義務教育学校を検討するにあたり、主に特別教室においては児童・生徒の体格差など、配慮を要します。

児童・生徒が特別教室を共用した場合の一般的なメリット、デメリットと配慮事項及び本計画の方針を次のとおり示します。

	室名	一般的な特徴・配慮事項	本計画での方針
1	音楽室	<p>求められる教室の機能は同じであり、一般的に共用はデメリットが少ないといえます。</p> <p>普通教室にオープンスクール形式を採用した場合、音の問題で音楽室の利用頻度が高くなるので、配慮が必要です。また、使用する楽器が異なるため、準備室は十分な広さが必要となります。</p>	<p>移動距離が長くなることを考慮して、小学エリア中学エリアにそれぞれ1室計画します。</p>
2	図書室	<p>求められる教室の機能は同じであり、共用することで機能の充実、多くの書籍に触れる機会が増すなどメリットが多くなります。</p> <p>一方、蔵書の共用は難しいため、十分な書架スペースが必要となります。また、アクティブラーニングの拠点として位置付けられる事例が多く、この場合、閲覧スペースの拡充が望まれるため共用による床面積の削減効果は限定的となります。</p>	<p>校舎1階の角に図書室とICT教育を促進するための特別教室が一体となったメディアセンターを整備し、小中一貫教育の要となる位置付けとします。小・中学校の共用室としてのメディアセンターを計画します。</p>
3	家庭科室	<p>小・中学校共に授業数が少なく、また普通教室での座学で対応できる範囲も多いため、利用頻度の低い教室と言えます。また小規模な学校では、被服室と調理室を兼用するケースが多くあります。</p> <p>以上により、床面積の削減として共用化は有効であり、小中一貫教育校での実績も多いですが、高さ調整機能付き調理台を採用するなど、体格差への配慮が必要となります。</p>	<p>多目的室、図書室等の近くに設けます。</p>
4	理科室	<p>求められる教室の機能は同じです。ただし、授業数が多いことと、使用する器具に違いがあります。</p>	<p>小学エリアと中学エリアの間になる2階に、十分な広さのある室を設けます。</p>

	室名	一般的な特徴・配慮事項	本計画での方針
5	美術・ 図工室	<p>求められる教室の機能は同じであり、授業数も少ないため、共用にはメリットもあります。ただし、使用する器具に違いがあり、安全への配慮が不可欠となります。</p> <p>近年は中学の授業で大型の工具を使用する機会は減っており、工具棚の施錠管理程度で十分と言えます。準備室については、作品を一時保管するための十分な広さが求められます。</p>	<p>小学エリアと中学エリアの中間になる2階に、十分な広さのある室を設けます。</p>
6	多目的室	<p>普通教室の予備教室や習熟度別教室として多目的室を設定した場合には、学年を考慮しつつ普通教室に近接して配置する必要があり、また机と椅子のサイズが異なるため、共用は困難です。</p> <p>一方、交流スペースや集会スペースとして位置付けた場合には、共有化機能上も有効と考えられます。</p>	<p>施設一体型の義務教育学校として、交流・集会スペースも兼ねた空間とします。</p> <p>また、必要に応じて多目的室の設置も計画し、児童生徒の異学年交流等も可能となるような空間の提案も検討します。</p>
7	屋内運動場	<p>屋内運動場には、体育施設としての利用の他に、式典などを行うホールとしての利用も想定されるため、児童・生徒が一堂に会せる広いスペースが必要です。</p> <p>一方、児童と生徒の体格差にも配慮が必要で、可動間仕切りや区画ネットを二重で設置するなどの安全配慮が求められます。バスケットゴールは昇降式で対応可能ですが、児童用と生徒用のコートラインが混雑するため見難くなる懸念があります。</p>	<p>使用頻度が高くなることが想定されるため、メインの屋内運動場及びサブ屋内運動場を設置し、使い勝手の良い十分な広さを確保します。</p>
8	コンピューター スペース	<p>OA機器の発達と、学校ICTの促進により、普通教室やコンピュータ室などで同等の機能を補完できており、専用室としての配置は少なくなっています。</p> <p>メディアセンターとして一体的に計画することが多くなっています。</p>	<p>1人1台端末を普通教室で利用しており、図書室にコンピュータ利用が可能なスペースを設け、メディアセンターとしての機能を検討します。</p>
9	技術室	<p>音や粉塵が出る授業が多く、設置場所への配慮が必要となります。中学校の授業で大型の工具を使用する機会は減っており、工具棚の施錠管理等で、安全を確保することはできなくはありませんが、小学校には図工室があり、あえて共用利用する必要はないといえます。</p>	<p>中学エリアに1室計画します。</p>
10	武道場	<p>授業で武道場を利用する頻度は少なく、小学校の屋内運動場と共用することは可能です。この場合、柔道畳は体育館床に設置できる柔らかい専用畳とする方が望ましいです。</p>	<p>武道場は、サブ屋内運動場と兼用とします。</p>
その他、生活科室・外国語教室・和室なども考えられます。			

3-5 管理諸室の検討

管理諸室を検討するにあたり、一般的な考察と本計画の方針を次のとおり示します。

	室名	一般的な考察	本計画での方針
1	職員室	小中一貫教育では、教職員の横断的な連携が求められます。施設一体型小中一貫教育校の場合、一体的な計画とすることが一般的ですが、隣接型や分離型で別々に職員室を計画する場合でも、運営面の考え方により評価に違いが生じます。また、一体的な計画とした場合でも、部屋の広さを削減することは難しく、1.5～2教室数の広さが2校分必要となります。単純な面積確保とした場合、横長な部屋形状となるため、配置を工夫して、使いやすい形状を検討する必要があります。	義務教育学校として、小・中学校が一体化した教職員組織が望ましいといえます。 セキュリティ面を考慮し、施設全体を一貫管理できるように校舎の1階中央に配置します。
2	校長室	小中一貫教育の場合、小学校と中学校にそれぞれ校長を配置する「小中一貫型小学校・中学校」と、校長1で1つの組織とした「義務教育学校」があります。どちらのスタイルとするかによって、必要な部屋数が決定します。	義務教育学校として、校長1名で1室の計画とします。
3	保健室	施設一体型小中一貫教育校では、一体的に整備している事例がほとんどです。ただし、近年は保健室登校など保健室に求められる機能は増えており、十分な広さとカウンセリング室などの併用が望まれます。	2階の管理諸室エリアに十分な広さのある室を設けます。
4	事務室	施設一体型小中一貫教育校では、一体的に整備している事例がほとんどです。職員室と一体的に計画することも多くありますが、出入口を分散配置する場合には、事務室を単独設置することも多くあります。	職員室に併設します。
5	給食室・ランチルーム	給食室を設置するか、センター方式とするかは基本設計を策定するまでに検討する必要があります。	現中学校と同様に、サービス動線に考慮しつつ、校舎に隣接してランチルームを設けます。

	室名	一般的な考察	本計画での方針
6	会議室	施設一体型小中一貫教育校では、一体的に整備している事例がほとんどです。単独校より職員数が多いため、全職員が入れる広さが求められますが、常時必要な部屋ではないため、他の部屋との共用も検討が必要です。	必要に応じて小学エリアと中学エリアにそれぞれ計画します。 小中合同会議は多目的室(ランチルーム)や余裕教室などの利用も考慮します。学年単位の会議や少人数での打合せの対応も検討します。
7	湯沸室	管理諸室の配置や運営形態に合わせて配置します。分散されている場合は必要に応じて複数計画することも考えられます。	1室とします。
8	職員休憩室	小学校と中学校の管理諸室を一体的な計画とするか、別々に計画するかによって必要室数が決まります。	男女1室ずつの計画とします。
9	放送室	校内放送等を行う部屋です。	生徒会室に併設します。
10	教材室 (資料室)	教材、教具及び児童・生徒の作品等を種類に応じ、分類して保管、管理します。	校舎が広いので分散して複数箇所に適宜計画します。用途・エリアによって使い分けも考慮します。
11	相談室	児童・生徒、保護者等からの各種相談を受けるプライバシーに配慮した部屋とします。	1室とします。
12	印刷室	資料等の印刷を行う部屋で職員室に近接して設けます。	職員室に併設します。

3-6 屋外施設の検討

屋外施設について、本計画の方針を次のとおり示します。

	屋外施設の種類	本計画での方針
1	200mトラック	陸上運動系としては、200m以上のトラックと直線100m走路が必要となります。
2	サッカーグラウンド	体育授業等での利用を想定します。200mトラックとの兼用設置の事例も多くあります。 サイズ：45～90m×90～120m
3	野球グラウンド	体育授業及び部活等での利用を想定します。
4	テニスコート	3面設置し、体育授業及び部活等での利用を想定します。周囲にフェンスを設置します。
5	小運動広場	児童が安全に体育の授業を行う広場としての利用を想定します。
6	中庭・テラス	小学エリア中学エリア兼用の専用庭として、校舎の中庭形式で整備します。
7	アプローチ	正門からエントランスへ向けて安全に通行できる通路が必要となります。車動線との交錯に配慮して整備します。
8	駐車場	敷地外に小・中学校の教職員や来校者用として確保します。送迎などの利用を考慮し、合理的な位置に駐停車スペースの整備を検討します。
9	バス駐車場	児童登下校用のスクールバスは、10台程度の乗降スペースを確保します。
10	駐輪場	現況の駐輪場と同程度の台数を想定します。
11	部室	現在の利用状況を考慮して、必要規模を屋内運動場に隣接して設けます。
12	屋外倉庫	現況の設置状況、収納内容を整理し、適宜整備します。
13	廃棄物保管室	現況の設置状況、収納内容を整理し、適宜整備します。
14	菜園	規模や活用方法等を協議し、必要性を検討します。

3-7 共用部の検討

共用部について、本計画の方針を次のとおり示します。

	共用部の種類	本計画での方針
1	エレベーター	怪我や車いす使用者で階段が使用できない児童・生徒のために、また災害拠点としての役割を踏まえ、高齢者、障がい者等の利用に配慮し、バリアフリーに対応した配置、仕様とします。
2	階段・廊下	小学校、中学校のそれぞれの基準を満たした階段を計画します。手摺や点字ブロック等を適切に設けバリアフリーに配慮します。 廊下は児童・生徒が安全に行き来できる幅員を確保します。分かりやすい動線計画とし、円滑な避難ルートを確保します。明るく使いやすい計画とします。
3	昇降口・玄関	小学エリアと中学エリアで昇降口を分けて計画します。 車いすを利用した方の移動に支障のないバリアフリー構造とします。 職員・来賓用玄関口を児童・生徒昇降口とは別に設けます。 開放的で明るい空間整備とします。 昇降口前面には、傘の利用を考慮した空間を確保します。
4	トイレ・手洗い場	明るく清潔感のある仕様とします。 児童・生徒が利用しやすいよう、教室に隣接した位置に配置します。また、災害拠点としての役割を踏まえ、高齢者、障がい者等の利用に配慮したバリアフリースイートイレを一体的に配置します。 教職員用や来賓用のトイレは、児童用とは別に管理ゾーンに配置します。 手洗いや水飲場は、できる限り普通教室に面した位置に配置します。

3-8 施設全体の構成

前項までの児童生徒数・教室数の推計値及び各種教室、施設等の検討を踏まえて、施設全体の構成の規模を以下のように設定します。

<前提条件> 【浮羽中敷地内一体型】（※義務教育学校を想定）

小学校 21 クラス（通常学級 14、特別支援学級 7）（375 人）

中学校 12 クラス（通常学級 9、特別支援学級 3）（269 人）

■施設全体の構成

区分	施設名	面積（㎡）	備考
小学校	普通教室	1,134	小学校 14 クラス。1 教室あたり約 81 ㎡（9m×9m）。参考：学校施設整備指針及び類似事例より。以下同様。
小学校	特別支援教室	567	小学校 7 クラス。1 教室あたり約 81 ㎡（9m×9m）。特別支援教育を行うための教室。
中学校	普通教室	810	中学校 9 クラス。1 教室あたり約 90 ㎡（10m×9m）。小学校よりも広く、グループワークや実習対応を想定。
中学校	特別支援教室	243	中学校 3 クラス。1 教室あたり約 81 ㎡（9m×9m）。特別支援教育を行うための教室。
中学校	技術室	260	1 室あたり 90 ㎡+準備室 40 ㎡、2 室。
共用	英語推進室	140	小学校・中学校各 1 室、1 室あたり 70 ㎡。
共用	理科室	360	小学校 1 室・中学校 2 室、1 室あたり 80 ㎡+準備室 40 ㎡。理科実験を行う専用の教室。
共用	音楽室	240	小学校・中学校各 1 室、1 室あたり 80 ㎡+準備室 40 ㎡。
共用	図工室・美術室	480	小学校・中学校各 1 室、1 室あたり 80 ㎡+準備室 40 ㎡。
共用	家庭科室	240	小学校・中学校各 1 室、1 室あたり 80 ㎡+準備室 40 ㎡。
共用	コンピュータ室	80	小中共用の ICT 教育環境。
共用	図書室	400	小中共用の図書室。
共用	多目的室	300	小学校・中学校各 1 室、1 室あたり 150 ㎡。
共用	保健室	100	小中共用の保健室。シャワー室含む。
共用	職員室	100	教員が勤務し、学習指導の準備を行う。
共用	職員休養室	60	教員が休養をとる。1 室あたり 30 ㎡、2 室。

区分	施設名	面積 (㎡)	備考
共用	校長室	50	校長の執務室。
共用	事務室	60	事務職員の執務室。
共用	会議室	60	教職員の打ち合わせや研修に使用。
共用	相談室	30	児童・生徒や保護者との個別相談を行う。
小学校	児童会室	81	普通教室程度。
中学校	生徒会室	81	普通教室程度。
共用	通級指導室	162	普通教室2室分。
共用	不登校対応指導室	162	普通教室2室分。
共用	生徒指導室	60	1室あたり10㎡、6室。
共用	放送室	30	校内放送設備を設置し、式典や緊急放送の拠点となる。
共用	更衣室	40	体育の授業や部活動での着替えのため。
共用	倉庫	300	体育用品や学習教材の保管場所。
共用	給食室・ランچルーム	1,500	校内で給食を調理し提供。食品衛生基準に適合。既存施設約1,200㎡の2～3割増し程度を想定。
小学校	学童保育	200	放課後の児童預かり用。共働き家庭向けのサービス充実。
	小計	8,330	
共用	廊下・フリースペース	3,309	校舎全体の約40%を廊下・フリースペースとして確保。
共用	屋内運動場等	2,500	学校行事・体育授業・部活動で利用。バスケットボール2面規模。用務員室1室、屋外部室7室含む。
共用	運動場		※既存の浮羽中学校の施設を活用。
合計		14,139	
	校舎本体	11,612	
	屋内運動場等	2,500	
	解体	11,135	※既存の浮羽中学校の解体。

第4章 施設基本計画

前章までの検討を踏まえて、施設基本計画を以下のように設定します。

4-1 計画所要室の方針

- ・学年クラスター^(※1) × 学年コモンズ^(※2) × 特別教室の連携により、個別・協働・探究が機動的に展開できる平面構成とします。
- ・普通教室は ICT・可動家具・展示機能を標準化、特別支援教室は低層配置・静養室等を付置します。
- ・図書・LC^(※3) は学年コモンズと面で連続し、ホール・多目的空間は発表・地域協働の核として整備します。

※1 学年クラスター：同じ学年の普通教室や少人数教室、教員スペースなどを、近接してまとめた学習エリアのこと。学年ごとにまとまりを持たせることで、児童・生徒が安心して学べる環境をつくとともに、学年内での共同学習や教職員の連携をしやすいとする。

※2 学年コモンズ：学年クラスターに隣接して設ける、学年共用の多目的な学習・交流スペースのこと。個別学習やグループ学習、発表活動、学年集会など、授業の延長として柔軟に活用できる空間で、教室だけにとどまらない多様な学びを支える。

※3 図書・LC：図書機能と学習機能を一体的に備えた学習拠点（LC：ラーニング・コモンズ）のこと。本を読むだけでなく、調べ学習や ICT を活用した探究活動、グループでの話し合いなどが行える空間として整備し、学年コモンズと連続させることで、日常的に活用しやすい学びの中心となる場所を目指す。

4-2 屋外施設の整備方針

- ・運動場・駐車場・駐輪場・バスベイ^(※1)・給食車動線の歩車分離を徹底し、来校者／児童・生徒／サービス車両／防災時を分節します。
- ・既存グラウンドは時間帯ゾーニングで中学校利用と調整します。
- ・主要出入口は北西側（メインエントランス）／東側（サブエントランス）を基本に、安全性と回遊性を担保します。

4-3 付帯施設の整備方針

（1）給食

- ・校内調理方式とし、HACCP^(※2) 対応／清潔・動線分離／アレルギー個別対応を標準化します。
- ・ランチルームを併設して多目的利用（学年合同・地域交流）に供します。

（2）放課後児童クラブ

- ・独立出入口とし、学校内動線と緩やかに分節化します。静養・外遊びへの動線を確保します。

※1 バスベイ：スクールバスや送迎車両が安全に停車・乗り降りできるための専用スペースのこと。一般車両や歩行者の動線と分離することで、登下校時の安全性を高め、混雑や事故を防ぐことを目的としている。

※2 HACCP（ハサップ）：「HACCP」とは、Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析・重要管理点）の略で、食品の製造・加工から出荷までの全工程で、食中毒の原因となる危害要因（ハザード）を科学的根拠に基づき分析し、発生防止・除去・低減させるための国際的な食品衛生管理システムのこと。

4-4 動線計画と配置計画

(1) 建物配置

- ・ 教室棟を中心に特別教室群・図書スペースを近接させ、体育館は地域開放・避難所運用を見据えた配置とします。
- ・ 給食室・ランチルームはサービスヤード側に配置し、給食車動線と校内動線を分離します。

(2) 道路からの敷地内出入口の設定

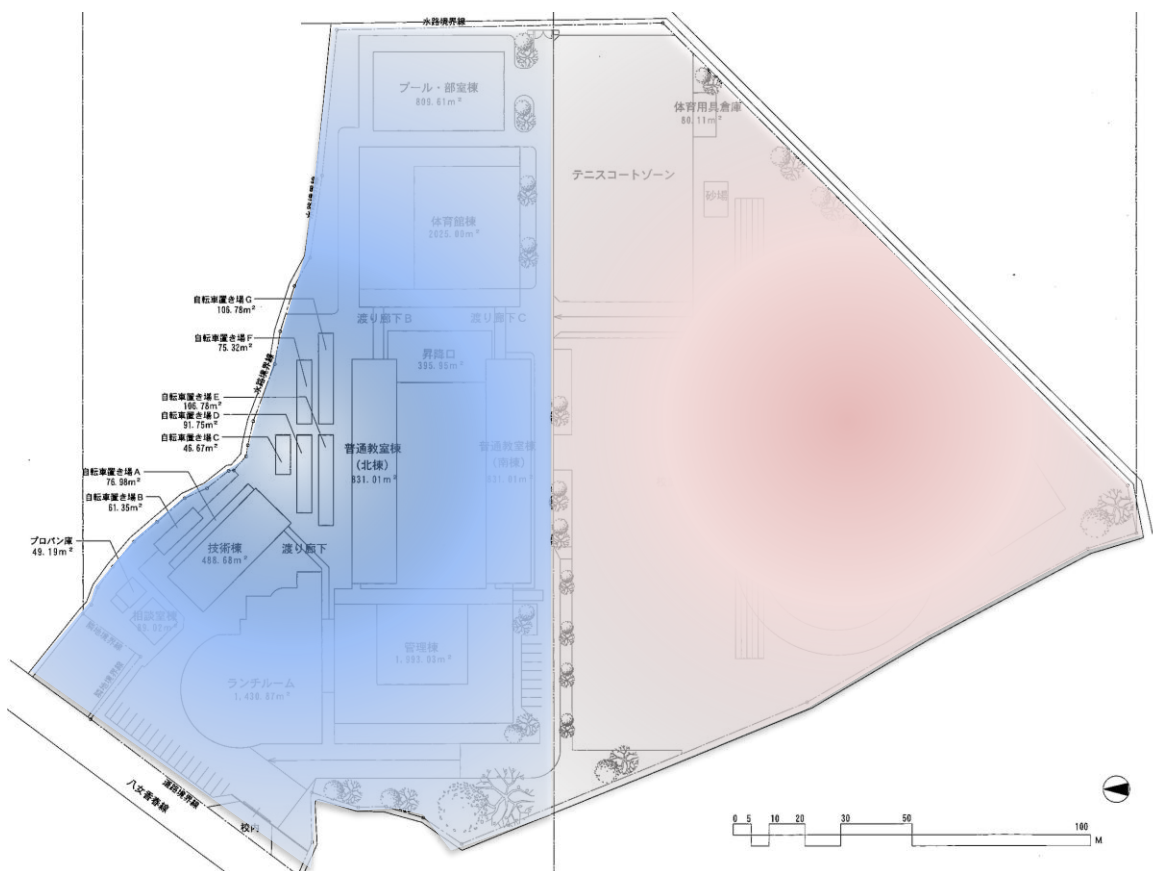
- ・ 車両（バス・給食）：北西側ゲート（及び東側ゲート）に集約、サービスヤード直結とします。
- ・ 徒歩・自転車：北西側を主動線とし、歩車分離と一時待機スペースを確保します。

(3) 各動線への配慮（概念）

- ・ 徒歩（児童） → 教室棟/図書スペース
- ・ 職員・来客 → 管理・来客入口
- ・ 地域利用 → 屋内運動場等（夜間分離）
- ・ 給食車両 → サービスヤード → 給食室・ランチ
- ・ 緊急車両 → 防災ヤード（体育館/受電室近接）

4-5 造成計画の検討

工事は、既存校舎で生徒及び教職員が学校生活を送りながら施工することを想定するため、造成計画においては南側の屋外運動場を含めた敷地について造成を行い、新校舎等を建設する第1期南側工区と、新校舎の竣工後、既存校舎を解体し、屋外運動場等を整備する第2期北側工区に分けて計画とします。



- 第1期南側工区
- 第2期北側工区

注) 下図は現況図であり計画図とは異なる

▲造成工事工区図

4-6 平面計画の方針

(1) 平面計画の基本的考え方

① 児童・生徒ファーストの平面計画

- ・児童・生徒の移動がしやすくわかりやすい動線計画とします。
- ・明るく、開放的で居心地のよい空間の創出を目指します。

② 柔軟かつ相乗効果の高い計画

- ・学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応できる計画とします。
- ・将来の変化に対応できるフレキシビリティの高い施設とします。
- ・普通教室とワークスペースを一体的に配置し、多様な学習形態に対応できる計画とします。

③ 児童・生徒に配慮した特別支援教室

- ・安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保します。
- ・普通学級の児童・生徒との交流、共同学習がしやすい計画とします。
- ・教材室を確保し、きめ細やかな対応が可能な計画とします。

④ ICT教育・地域連携に配慮した特別教室

- ・図書室とICT教育を促進するためのスペースが一体となったメディアセンターを整備し、様々な学習を支援する機能を確保します。
- ・図書室、多目的室と家庭科室とを連携させ、交流の場、食育の場、発表の場など、多様な利用を想定した計画とします。

⑤ 校舎と一体化した屋内運動場等

- ・校舎と一体的に計画し、各種行事、発表等で利用しやすい計画とします。
- ・器具庫、更衣室、トイレ、備蓄倉庫と連携した計画とします。
- ・地域開放に配慮した計画とします。
- ・避難所としての利用を想定した計画とします。
- ・屋内運動場等には空調機を整備します。

⑥ 安全・安心に配慮した管理諸室

- ・管理諸室はまとまりのある計画とし、職員動線に配慮します。
- ・職員室からアプローチ広場や昇降口、登下校門、グラウンドが望める配置とし、安全・安心に配慮した計画とします。
- ・管理エリアに隣接して談話スペースを兼ねた多目的室を確保し、児童・生徒と職員、職員同士の交流が可能な計画とします。

⑦ 安全・防犯対策

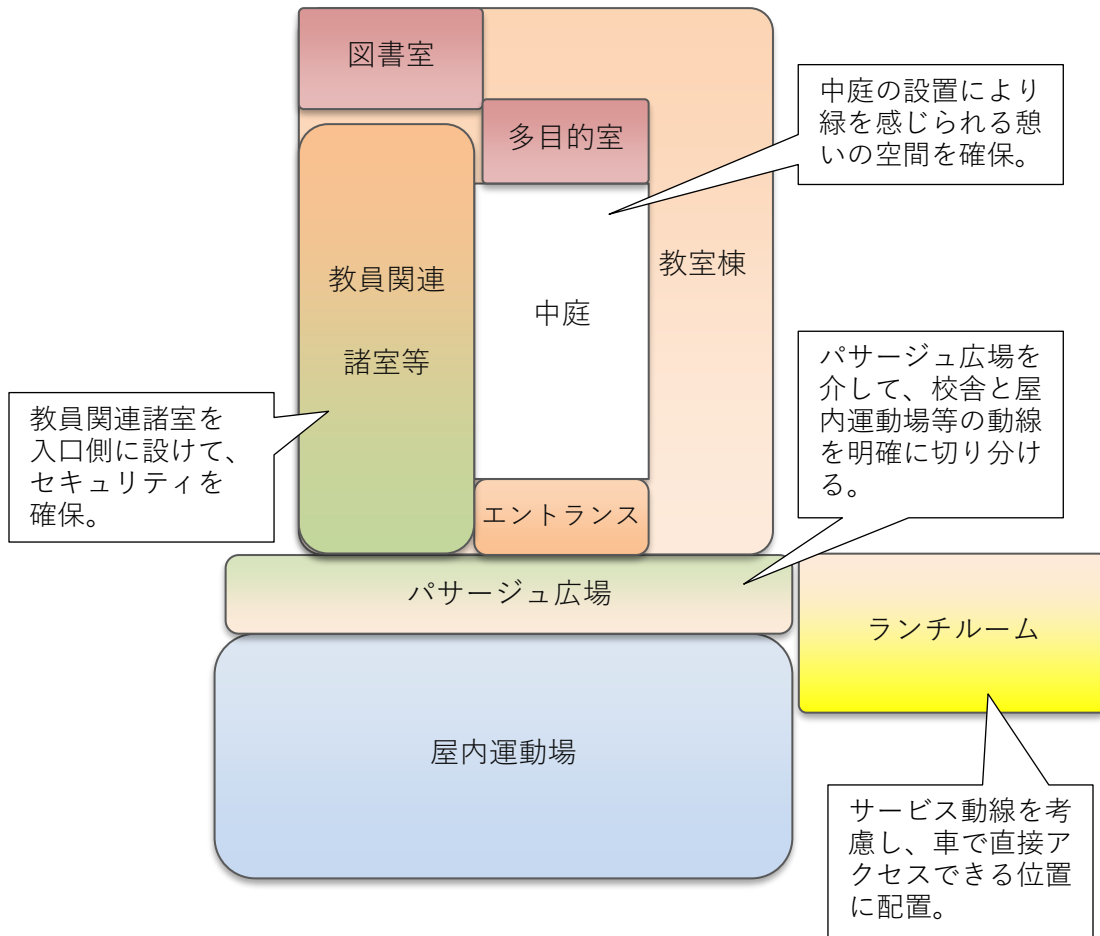
- ・職員室等の管理諸室から校庭等の見守りに配慮した計画とします。
- ・避難しやすい平面計画とします。

⑧ ユニバーサルデザインに配慮

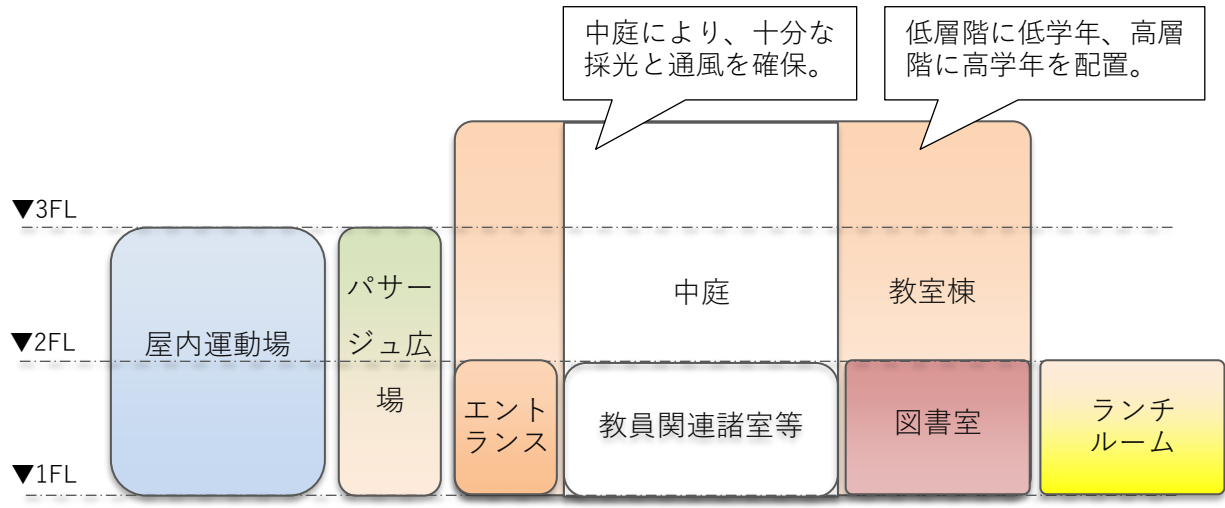
- ・誰もが利用しやすいデザインを目指します。
- ・バリアフリーに配慮した誰一人取り残さない施設計画とします。

(2) 平面・断面ゾーニングの検討

地域開放ゾーンとその他のゾーンをパサージュ広場にて分離し、学級ゾーン／特別教室ゾーン／管理ゾーン／サービスゾーンは中庭を介して円状に配置した、分かりやすくメリハリのあるゾーニングとします。



▲平面ゾーニングの例



▲断面ゾーニングの例

4-7 構造計画の方針

(1) 計画の方針

- ・地震後の継続使用（避難所機能）を目標に、主要構造・非構造部材・設備固定の耐震性確保を検討します。
- ・校舎構造は耐火・遮音・振動・温熱の総合性能を満たす方式を選定し、地域産材の活用（木材）も検討します。
- ・耐久性を損なう要因である、たわみ・ひび割れ・錆が起きないような構造部材を選定します。
- ・現場の実情を理解し、施工上起こり得る問題点を十分に検討した上で、設計に反映します。
- ・機能性や安全性とのバランスを考慮し、最も経済的な架構及び工法を選定します。

(2) 上部構造計画

- ・構造種別については、校舎棟における階数、スパン、耐震性（強度）、長寿命性、遮音性、耐火性及び経済性等を総合的に加味した構造とします。
- ・また、将来予想される壁の変更に対応できるように、最小限の耐震壁を平面的にバランス良く連層で配置することにより将来的に修繕・模様替えが可能な空間になるよう配慮します。
- ・屋内運動場棟は柱のない大空間を必要とするため、大空間を確保しやすい鉄骨梁の架構計画を検討します。

○下記の項目を考慮した計画とします。

- a) 長期荷重に対して、部材強度を確保するとともに、有害な変形及び振動障害を防止するための剛性を確保します。
- b) 構造体の変形が、非構造部材及び設備機器の機能に支障を及ぼすことのないようにします。
- c) 耐久設計基準強度 $Fd30$ 以上とし、構造躯体の計画供用期間は長期とします。

(3) 基礎構造設計方針

- ・基礎構造は、支持層の深度に応じて、杭基礎等を検討します。
- ・詳細検討の際には、計画敷地内の土質報告書から判断し、杭工法の比較を検討します。杭工法については①場所打ちコンクリート杭工法、既製コンクリート杭工法（②一般認定工法、③高支持力工法）等について経済性、工期、周辺環境を考慮し、総合的な比較検討に基づき工法決定を行います。

(4) 耐震性能の目標

- ・学校・避難所としての運用を踏まえ、「耐震安全性の分類」Ⅱ類（学校・避難所）を満たす性能を確保します（建築・設備・非構造部材のA類（乙類）水準）。

- ・国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」では、学校施設は「多数の者が利用する施設」として、以下の安全性の分類基準となっています。

■耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I 類	A 類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II 類		
被災者の救助、緊急医療活動のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II 類		
避難所として位置づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で避難所として指定された施設	II 類	A 類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II 類	A 類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II 類	B 類	乙類
その他	一般官公庁施設 (上記以外のすべての官庁施設)	III 類	B 類	乙類

※ : 本施設が該当する項目。

- ・耐震安全の分類での目標は以下のとおりです。

■耐震安全性の基準

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
	B類	大地震により建築物非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※ : 本施設が目標とする項目。

- ・統合する小中学校では上表をもとにした耐震性能を基本とします。
なお、学校機能と後述の避難施設機能に準じた耐震性能を適用します。

■統合する小中学校での耐震安全性の目標

	構造体	建築非構造部材	建築設備
学校機能	II類	B類	乙類
避難施設機能 ※体育館など		A類	

- ・性能を確保する上では文部科学省「小学校施設整備指針（令和4年6月）」等にも留意するとともに、維持管理に配慮した構造計画を行います。

4-8 設備計画の方針

(1) 設備計画の基本方針

- ・ ZEB^(※1)化を目指し（一次エネ削減・BEMS^(※2)・制御最適化）、熱源高効率化と空調ゾーニング（学年・時間帯）等でランニングコストを低減します。
- ・ 自然換気・日射遮蔽・断熱の外皮強化、LED・調光、節水器具・雨水/中水活用を検討します。

(2) 電気設備計画

- ・ 受変電の冗長化、非常用発電の体育館・防災要所への給電、ICT（高速無線・情報配線）の全館整備、監視・入退室/カメラのゾーン別設計を検討します。
- ・ 全館にWi-Fiを整備し、ネットワーク技術の進展に対応し、再整備・更新しやすい設備計画とします。
- ・ 体育館等を含む全館空調とし、空調方式は教室毎の設定がしやすい個別空調方式を基本とします。また、体育館などの大空間の空調設備は、ランニングコストの低減、維持管理のしやすさに特に配慮した方式とします。

※1 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：「ZEB」とは Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、省エネと再生可能エネルギー導入により、年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロにする建物。

※2 BEMS（ビル・エネルギー管理システム）：「BEMS」とは Building Energy Management System（ビル・エネルギー管理システム）の略で、オフィスビルや商業施設などで、空調・照明などのエネルギー使用状況を「見える化」し、センサーデータに基づいて自動制御して、省エネと省コストを実現するシステムです。

(3) 機械設備計画

- ・ 高効率空調（個別・系統併用）、CO₂濃度・在室連動制御、厨房 HACCP 対応、トイレ計画（避難所倍率）に配慮します。
- ・ 衛生器具類等は、ユニバーサルデザインに十分配慮するとともに、節水型や抗菌仕様の器具の採用を検討します。
- ・ 配管は、定期的な清掃や老朽化等に伴う更新など、維持管理しやすいように配慮します。

(4) セキュリティ計画

- ・ 正門・通用口・昇降口の監視・施錠を標準化し、来客導線は管理受付を必ず経由するものとします。夜間は地域開放ゾーンのみを分離開放します。

4-9 環境配慮計画の方針

(1) うきは市の環境方針との整合 (ZEB)

- ・本施設は、ZEB 化を目標とし、太陽光発電・BEMS・高断熱外皮等により一次エネ削減を検討します。

(2) 統合校での環境配慮

- ・自然採光・自然換気、雨水利用、地域産材の積極利用、環境の教材化（計測の見える化、ビオトープ整備）を検討します。

(3) 校舎の木造化と木材利用

- ・防耐火・遮音・構造・工程の適合性を精査し、一部、木造・木質化を検討します。生産・流通の見通しを踏まえ、3～4年程度のリードタイムも考慮します。

■木造化の特徴と各性能における課題

項目	内容	備考
環境づくり	子どもたちが一日の大半を過ごす校舎の環境づくりにおいて、ぬくもりが感じられる木を用いることはメリットがある。	
構造計画	比較的柱スパンが短くなるため、無理なく合理的な構造計画が必要になる。	集成材、製材利用の綿密な計画が必要。
耐火性	今回の統合小学校の環境で適切に耐火性能を確保することができるか、法規制の整理等が必要。	階数（3階建以下）によって大きく方針に違いが発生。
耐久性	雨掛かりになる部分、地面に近い部分は干割れ・腐朽・蟻（ぎ）害等が発生しやすいため、そのような場所を避けた木造利用が望ましい。	木材を常に乾燥した状態に保つ詳細の検討やメンテナンス性に配慮した工夫が必要。
耐衝撃性	乾式工法で2階以上の床を計画する場合は、衝撃音や歩行音への対策が必要になる。	ALCにて床をお構成するなどの対策が必要。
気密性	RC構造と比較して気密性が低くなりやすいため、適切な断熱及び気密対策が必要。	
環境負荷	木材に炭素を定着させることができるため、CO ₂ 削減効果が期待できる。	
事業スケジュール	樹木の伐採から加工期間までを見込むと、企画から竣工まで3～4年の期間が必要。	木材の利用量に応じて流通事情等を事前に把握した上での検討が必要。

4-10 防災計画の方針

(1) うきは市の避難所計画との整合

- ・新校は、指定避難所の機能を担い、災害発生後も継続稼働できるライフライン冗長化（非常用発電・受水・衛生）と備蓄機能の確保を検討します。

■周辺の避難場所、避難所一覧

施設名	所在地	区分	地震	洪水	土砂災害	大火事
浮羽学園 妹川園舎	うきは市浮羽町妹川 2861-4	指定避難所	-	-	-	-
旧・妹川小学校	うきは市浮羽町妹川 2285-2	指定避難所	-	-	×	-
田籠コミュニティセンター	うきは市浮羽町田籠 1151-1	指定避難所	-	-	-	-
旧・姫治小学校	うきは市浮羽町新川 3934	指定避難所	-	-	×	-
新川コミュニティセンター	うきは市浮羽町新川 2515	指定避難所	-	-	-	-
旧・小塩小学校	うきは市浮羽町小塩 2605-1	指定避難所	-	-	×	-
小塩コミュニティセンター	うきは市浮羽町小塩 2548-1	指定避難所	-	-	×	-
山春小学校	うきは市浮羽町山北 783-6	指定避難所	-	-	-	-
山春コミュニティセンター	うきは市浮羽町山北 783-69	指定避難所	-	-	-	-
大石小学校	うきは市浮羽町古川 468-3	指定避難所	-	×	-	-
大石コミュニティセンター	うきは市浮羽町古川 479	指定避難所	-	×	-	-
御幸小学校	うきは市浮羽町朝田 412	指定避難所	-	×	-	-
うきは市民ホール (かわせみホール)	うきは市浮羽町朝田 561-1	指定避難所	-	×	-	-
浮羽中学校	うきは市浮羽町東隈上 344-1	指定避難所	-	×	-	-
御幸コミュニティセンター	うきは市浮羽町朝田 562-11	指定避難所	-	×	-	-
うきはアリーナ	うきは市浮羽町朝田 215	指定避難所	-	×	-	-
道の駅うきは	うきは市浮羽町山北 729-2	指定避難所	-	-	-	-
青少幼年教化センター (旧・JA にじ大石支所)	うきは市浮羽町高見 669-3	指定避難所	-	×	-	-
うきは市民センター	うきは市浮羽町朝田 582-1	指定避難所	-	×	-	-

(2) 校内の防災ゾーニングと運用

- ・ 体育館：大規模避難スペース（発電・非常照明・可動間仕切・仮設トイレ・充電）の確保を検討します。
- ・ 管理・保健：救護・受付・情報連絡拠点（衛星通信・拡声）としても活用可能な仕様とします。
- ・ 給食・ランチルーム：非常時（炊出し・物資配布）にも転用可能な配膳動線とします。
- ・ 屋外：防災ヤード（車両動線・資機材置場）とヘリコプター/ドローン仮設離着スペースの確保を検討します。

(3) 統合小学校での役割

- ・ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」（文部科学省）で定義されている、災害発生時から学校機能再開時まで4つの期間に応じた計画を行います。

■ 学校機能再開までのプロセスと統合小学校の避難所としての役割

社会的状況	応急避難場所・学校機能	必要な施設設備	統合小学校で考えられる役割の一例
①救命避難期 (発生直後～避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の学校への避難 ・ 児童の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路 ・ バリアフリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急避難場所とその他エリアの明確なゾーニング ・ 段差の少ない設計 ・ 天井からの落下物の危険のない設計
②生命確保期 (避難直後～数日程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急避難場所の開設と管理運営 ・ 子どもたちや保護者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫 ・ トイレ ・ 情報通信設備 ・ 太陽光発電設備 ・ プールの浄化装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンドにかまどベンチの設置 ・ 太陽光発電パネルや非常用発電機などのバックアップ体制の構築 ・ 雨水貯留設備の設置
③生命確保期 (発災数日～数週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治組織の立ち上げ及びボランティア活動 ・ 学校機能再開の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス設備 ・ 和室 ・ 更衣室 ・ 保健室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室の応急処置スペースへの転用 ・ ホールの災害情報スペースへの転用 ・ 体育館の避難場所設営への対応
④学校機能再開期 (発災数週間～数カ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校機能との同居(避難場所機能の解消) ・ 学校機能の再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校機能と応急避難場所機能の共存を考慮した施設設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所と校舎エリアが区分できるゾーニング ・ インフラ設備の多様化

4-11 防犯計画の方針

(1) 建築計画による対策

- ・各建物、屋外施設、門等は、周囲からの見通しがよく死角となる場所がなく
なるような配置計画とします。
- ・職員室、事務室については、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことが
でき、緊急時にも即応できる位置へ配置します。
- ・門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に留意します。
- ・受付に容易に行くことができるよう、誘導サインや案内図の設置を行いま
す。
- ・囲障は周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作
らない透過性のあるフェンス等を採用します。

(2) 防犯設備による対策

- ・外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラやインター
ホン等の防犯設備を必要に応じ門の周辺に設置します。
- ・不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備
を必要に応じ囲障の周辺に設置します。
- ・夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲
に外灯を設置します。外灯は人の行動を視認できる程度以上の照度を確保で
きる間隔で配置します。
- ・通用門等には、必要に応じて電気錠やテンキー錠、カードリーダー等を設置
します。
- ・防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等を設置し事務室や職員
室で監視できる計画とします。
- ・休日・夜間は警備会社と連携した防犯システムを導入し、建物内への侵入犯
罪等の発生を把握し、適切に対応する計画とします。

4-12 計画案の検討

(1) 計画条件

① 施設の規模

- ・施設規模は、小学校・中学校整備基準及び義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づき、児童生徒数から試算しています。
- ・本計画における延べ床面積は目安であり、正式には設計時に算出する児童生徒数の想定人数、必要とする機能と法律との整合を図り決定します。

【必要面積の目安】

校舎	屋内運動場等	グラウンド
約 10,000 m ²	約 5,000 m ²	約 21,600 m ²

※屋内運動場等については、近隣の類似例の視察を踏まえて、余裕を持った規模に設定している。

② 敷地概要

- ・敷地：浮羽中学校敷地
- ・敷地面積：約 43,000 m²
- ・洪水浸水想定：浸水深 1.0～3.0m（※想定最大規模 概ね 1,000 年に 1 度程度起きる可能性のある大雨。）
- ・敷地の特徴：現在の浮羽中学校のある敷地であり、各地区から概ね中央に位置することから、アクセスしやすく、教育活動も行いやすいです。既存の中学校敷地だけで約 4.3ha の広さがあり、代替地整備の必要がないことから、整備費を抑えることができます。河川浸水区域内ですが、過去に校舎の浸水被害はなく、建築計画や学校運営を工夫することで、安全・安心な施設を整備することができると考えられます。

③ 造成と配置

- ・現在の中学校の教育活動を妨げず、かつコストを最小限とするため、仮校舎は造らず、現在使用している校舎やグラウンド等を引き続き使用できるようにします。新築する校舎や体育館等は、既存体育施設を撤去し、現在の敷地の南側（グラウンド）に整備します。
- ・校舎や体育館等の建築予定箇所については、概ね 1,000 年に 1 度起きるおそれのある大雨（レベル 2 の河川洪水）でも浸水しない高さとします。
- ・現在の校舎や体育館等の敷地は、建築物等を撤去する際の掘削をいかして、元の地盤高より掘り下げてグラウンドを整備することにより、調整池としての機能を持たせます。掘削の際に出る土砂は、校舎や体育館等の建設予定箇所の盛土にできるだけ活用します。
- ・敷地内の高低差は、できるだけならかな勾配とすることや階段やスロープ等の整備により対応します。
- ・学校周辺道路の渋滞緩和対策のため、駐車場内のロータリーや迂回路の整備等を検討します。

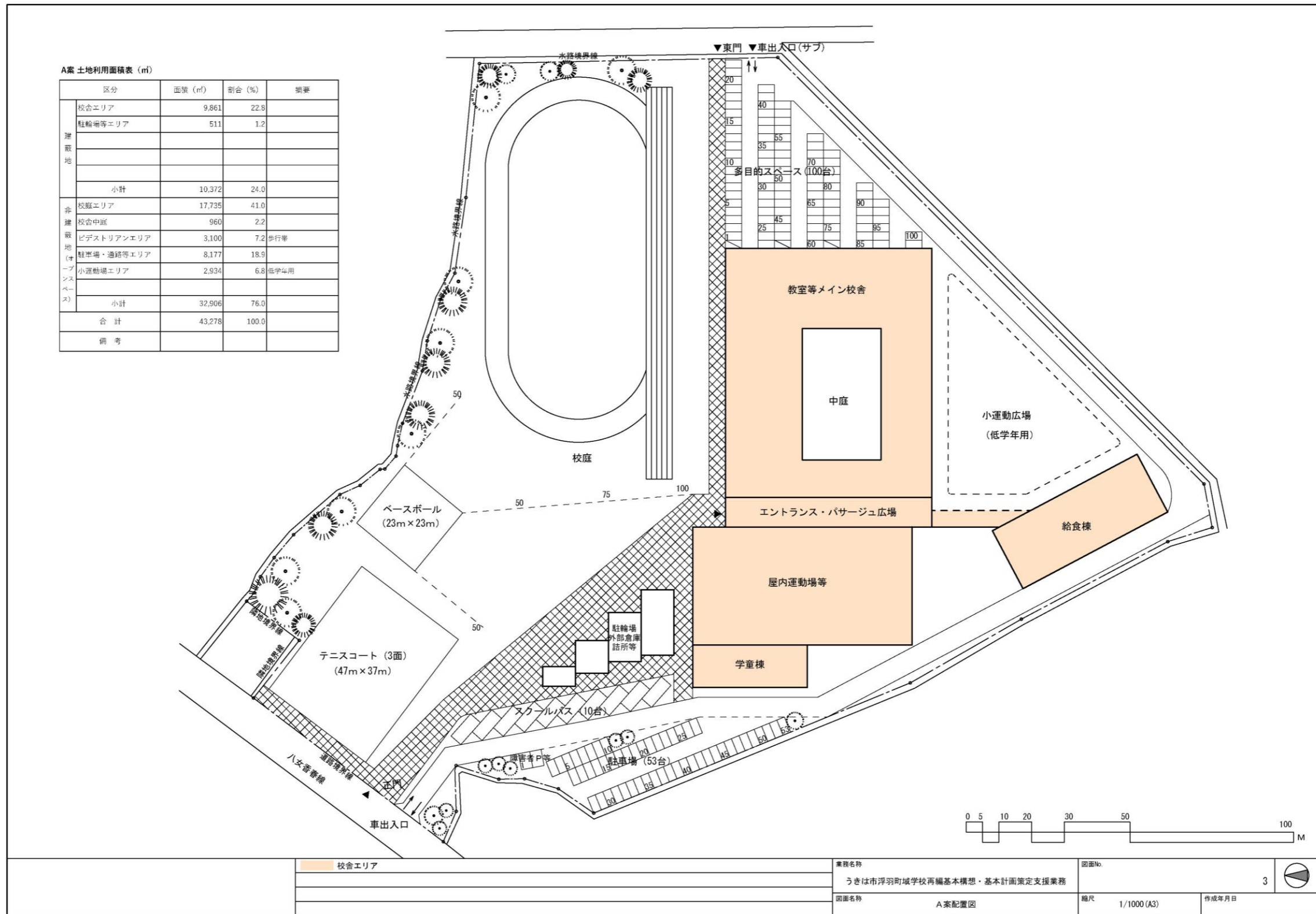
(2) 配置計画の考え方

- ・現在のグラウンド敷地に、校舎、屋内運動施設を配置します。
- ・洪水時の学校周辺の水の流れを遮ることがないよう配慮した配置とします。
- ・既存の浮羽中学校校舎と体育館は、新しい学校施設の竣工後に解体し、跡地にグラウンド、駐車場・ロータリーを整備します。
- ・周辺道路の混雑緩和のため、できるだけ多くの出入口確保に配慮します。

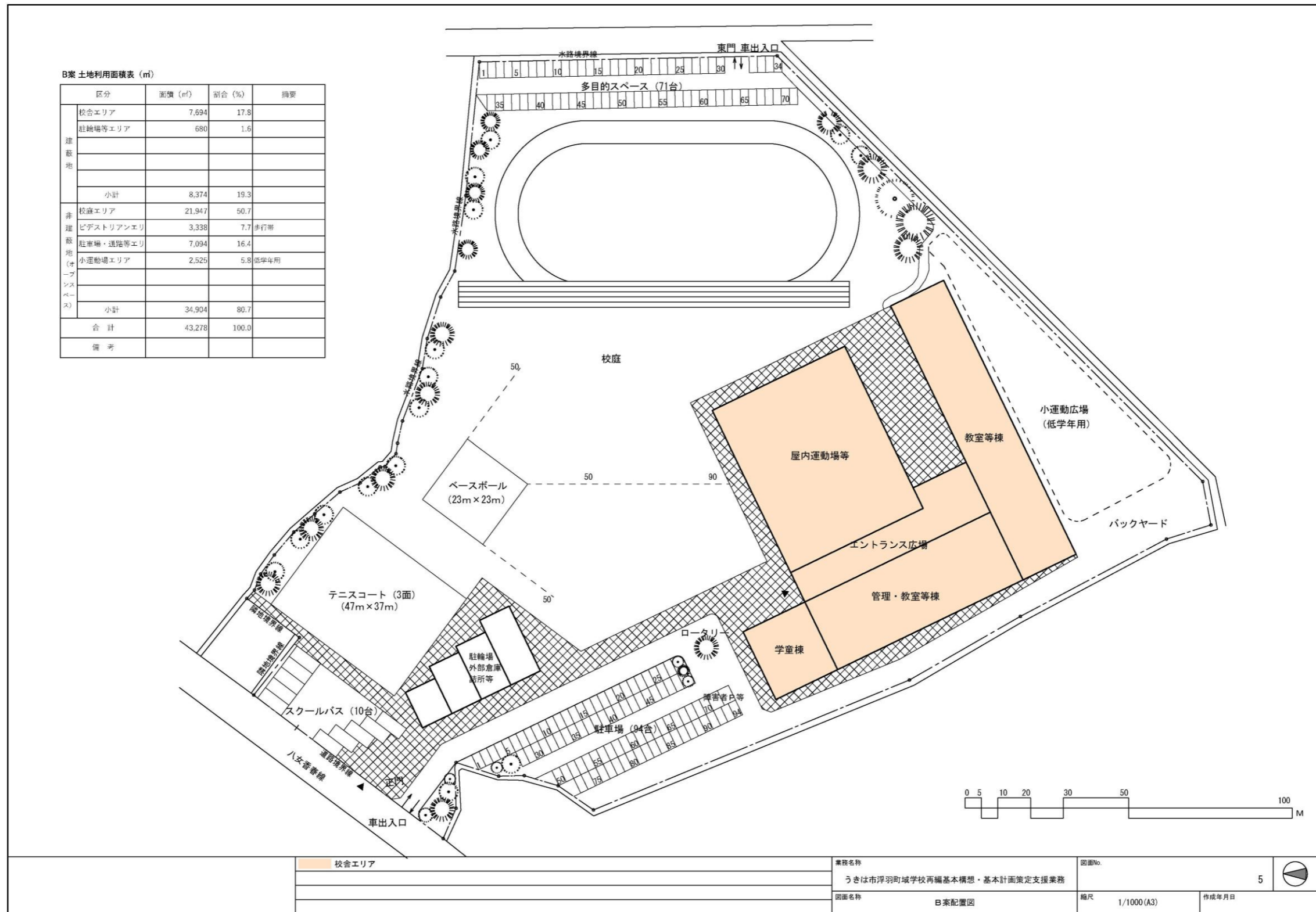
(3) 計画案の作成

前項の計画条件、前項までの配置計画、方針等を踏まえて、他の類似事例を参考にしつつ、次項の 2 つの案を作成しました。

① A 案（中庭型）



② B案（一体集約型）（省床コンパクト型）



(4) 比較検討

① 各案の評価・比較

前項の2案について、全体構成、動線、建築性能、コスト面、安全・防災面、工期面等の面から以下のように評価項目を設定し、各案の評価、比較検討を行いました。

■各案の比較評価

評価項目	ねらい・観点	A案 中庭型	B案 一体集約型	備考
概要	敷地面積	約 43,278 m ² (配置図の土地利用表より)	約 43,278 m ² (同左)	
	建物構成	中庭を囲むコの字～口の字配置+パサージュ広場。学年・管理・特別教室が回廊で連結	中庭なしの一体量塊。屋内運動場を核に教室棟・特別教室をコンパクトに隣接	
	延床 (概算)	1F 約 6,580 m ² /2F 約 4,500 m ² /3F 約 800 m ² → 延床 約 11,900 m ² (図面脚注より読み取り)	延床：A案比で外皮・共用部が短くなるため▲3～7%程度縮小見込み (概念比較)	
	採光・通風の考え方	中庭・吹抜・回廊で多面採光・通風を確保。居場所が分散	深いプランは採光が課題。トップライトやライトコート等で補う前提	
	外部空間	中庭+エントランス・パサージュ広場+校庭との視線抜け	校庭と建物の間合いを詰め、動線短縮と敷地の集約利用を優先	
	施工・段階整備	ウィングごとの段階施工・増築が比較的しやすい	量塊ゆえ増築余地は限定されやすいが、施工は単純で工期短縮に寄与	
① 採光・通風・環境	日照・自然換気・居心地	5	3	Aは多面採光・ commonspaceの質が高い。Bはトップライト等の設え次第
② 動線効率・日常運用	通学・授業間移動・教職員動線	3	5	Bは移動距離が短く授業転換が軽快

評価項目	ねらい・観点	A 案 中庭型	B 案 一体集約型	備考
③ 省エネ性能	外皮面積・ 設備効率	3	4	B は外皮が少なく熱 損失抑制に有利
④ 維持管理性	清掃・巡回・ 更新容易性	3	5	B は面積・距離が短 く日常管理が軽い
⑤ 構造・ 建設コスト	躯体規則性・ 外装量	3	5	B はスパン・ポリ ームが単純で有利
⑥ 音環境	体育館・ 共用部の影響	4	3	A は中庭と回廊で緩 衝帯を確保しやすい
⑦ 安全・ セキュリティ	出入口管理・ 見通し	4	4	A は回廊監視／B は 出入口集約で同程度
⑧ 防災・BCP	避難・一時滞 在・分散性	4	4	両案とも体育施設や 広場を活用可能
⑨ ゾーニング・ 教育的柔軟性	学年配置・ 共用のしやすさ	4	4	どちらも計画次第で 可
⑩ 拡張・ 更新余地	将来教室増・ 改修	4	3	A は外周や中庭側で 段階増築がしやすい
⑪ 敷地活用・ 外部連携	広場・校庭 との関係	4	3	A は中庭＋パサージ ュで多核的活動が可能
⑫ 工期・ 施工性	施工手順・ 重機ヤード	3	4	B は形状単純で工程 を組みやすい

② 総合評価

前項の比較検討を踏まえて、以下のように基本計画 2 案を総合評価しました。

・配点の合計による評価 **B 案**

A 案（中庭型：44 点）、B 案（一体集約型：47 点）

B 案は建物をコンパクトにまとめており、以下の点により A 案より有利であると考えます。

- 校舎内の移動距離が短い。
- 建物外皮面積が小さく、空調効率が良い。
- 日常的な管理・運営の省力化が図りやすい。

・学習環境の観点による評価 **A 案**

本事業において重視すべき点は、児童生徒が 9 年間を通して学ぶ「学習環境の質」であると考えており、以下の点により A 案（中庭型）が優れていると考えます。

- 中庭を中心とした配置により、自然光や風を取り込みやすく、明るく開放的な教室環境を確保できる。
- 教室に加えて、中庭、回廊、コモンスペースなど多様な居場所を確保でき、個別学習、グループ学習、探究的な学びに柔軟に対応できる。
- 学年ごとのまとまりを保ちつつ、異学年交流が自然に生まれやすく、義務教育学校としての 9 年間の一体的な学びを実現しやすい構成となっている。
- 中庭や回廊が音の緩衝空間となることで、学習に集中しやすい環境を形成しやすい計画となっている。

・コスト面による評価 **A 案**

A 案は B 案に比べて建物規模がやや大きくなる可能性があります。将来の改修や増築に柔軟に対応できる構成であることから、長期的に見た利便性や施設価値は高いと評価できます。

◎総合評価 **A 案**

本計画では、学習環境を最優先事項として位置付け、A 案（中庭型）を優先案とします。A 案は、児童生徒にとって学びやすく、安心して過ごせる環境を提供できる計画であり、将来にわたって持続的な教育活動を支える学校施設としてより優れた案であると考えます。

第5章 再編による様々な影響と対応策

学校再編による影響に向けて、今後、「小中学校再編推進委員会（仮）」を設置して、その対策に向けた検討を行いたいと考えています。

5-1 通学距離と通学環境

再編によって通学距離が増減する児童が一定数発生することが予想されます。そのため、通学路の再編、スクールバスの再構築など、安全かつ円滑な通学支援を検討していきます。

5-2 跡地活用と地域拠点化

再編によって閉校となる小学校跡地については、地域住民のご意見等も伺いながら、跡地活用担当部署による検討を行います。

また、他市の先行事例等も参考に、跡地の有効活用を進めていきます。

5-3 地域等への説明と合意形成

小中学校の再編は、各地域に存在した学校が一つに集約されるため、地域住民のつながりや日常的な交流の場が減少すると懸念される傾向があります。

このような再編に対する不安や懸念に対して、丁寧な情報提供と対話の場が必要と考えています。今後も、市民との意見交換を行いながら再編を進めていきます。

第6章 概算事業費と事業スケジュール（案）

6-1 概算事業費

（1）概算工事費の算定

基本計画における計画面積に基づき、概算事業費を以下のとおり試算しました。工事費の算出にあたり、今後の社会情勢や資材費、労務費の高騰等によって建設工事の増減は考えられます。概算事業費については、今後、具体的な設計段階において必要な計画変更や詳細な杭設計の内容等によって、事業費の変動が想定されます。事業費については今後さらに具体的な設計・調査結果等を踏まえながら精査していくものとします。

概算工事費については、校舎等の建築工事及び屋内運動場等の建築工事、外構工事、造成工事、解体費等、現在想定される工事費を算出しています。なお、周辺インフラの整備費や調査設計計画費、土地購入費、太陽光発電設備費や什器等は含まれていません。

■施設区分別概算工事費の試算（百万円）

区分	概要工事費				
	概要工事費	消費税 (10%)	合計 (税込)	物価デフレーター反映(※)	備考
1 校舎	4,184	418	4,603	5,063	
2 屋内運動場等	2,474	247	2,722	2,995	
3 外構等	370	37	407	448	屋外運動場、駐車場・車路、歩行者路、掘削・盛土等
4 解体	638	64	701	772	
合計	7,667	767	8,434	9,277	

※ 物価デフレーター係数（2030/2025）：1.10

(2) 補助金等財政支出措置の検討

本事業において活用する可能性のある補助金等について、次のとおり示します。

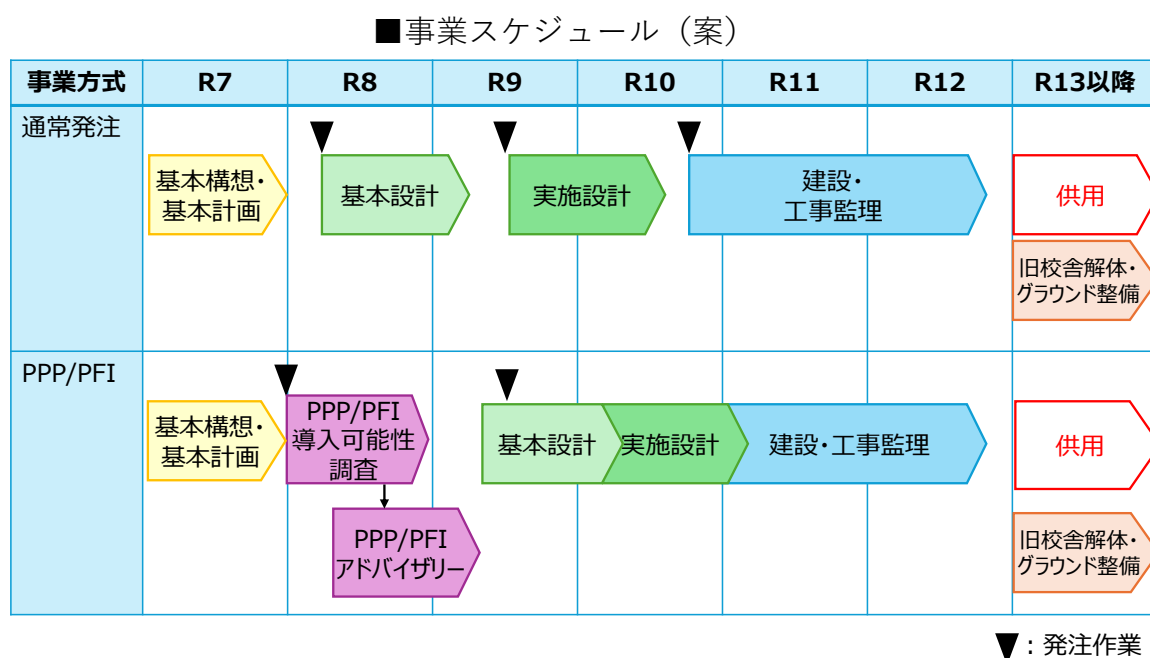
財源調達方法		諸条件
補助金等	公立学校施設整備費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の小学校、中学校、義務教育学校等の校舎・屋内運動場（体育館）等の新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することで、学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保する ・補助率：1/2（地域や事業内容によって特例あり）
	学校施設環境改善交付金 改築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校の建物（老朽化した施設を建て替える事業の対象となったもの）の改築に要する経費 ・補助率：1/3
	学校施設環境改善交付金 太陽光発電等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等又は蓄電池を設置する際に必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図る ・対象：太陽光発電等を設置に必要な工事一式、蓄電池（単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る） ・補助率：1/2
	エコスクール・プラス	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定を受けるもの ・対象：省エネルギー・省資源型（断熱化、省エネ設備、雨水利用等）、その他新エネルギー活用型（地中熱利用）等 ・補助率：1/3（改築の場合）
	子ども・子育て支援整備交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：放課後児童クラブ ・補助率：国1/3・県1/3（改築の場合）※上限あり
	レジリエンス強化型ZEB実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（学校等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援 ・対象：再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入 ・補助率：1/3（ZEB Readyの場合） 3/5（Nearly ZEBの場合） 2/3（ZEBの場合）※上限あり

6-2 事業スケジュールの基本的考え方

再編に向けた整備及び移行は、児童生徒や地域に過度な負担をかけず、安全かつ円滑に進行することが求められます。そのため、段階的にスケジュールを設定し、ソフト・ハード両面から移行支援を実施していきます。

6-3 事業方式のスケジュール案

前章までの計画を踏まえて、事業方式毎に、次のような事業スケジュール案を想定しています。



【通常発注方式】

- 基本構想：現在の施設状況を把握し、新しい施設の骨格となるものを作ります。
（施設規模の設定など）
- 基本計画：「基本構想」でまとめた骨格に肉付けします。
（必要な諸室の整理、標準的な室の規模や要望の整理など）
- 基本設計：具体的な寸法を検討し、設計図の基本となるものを作ります。
- 実施設計：詳細な部分まで設計図を作り、工事に必要な費用を算出します。
- 工事監理：工事が設計図のとおり実施されているかどうかを確認します。

【PPP/PFI 発注方式】

- 基本構想：現在の施設状況を把握し、新しい施設の骨格となるものを作ります。
(施設規模の設定など)
- PPP 導入可能性調査：「基本構想」を踏まえて、計画の解像度を高めながら PPP・PFI 事業での事業推進の有効性を検証します。
- PPP アドバイザリー調査：「PPP 導入可能性調査」での PPP・PFI 事業の優位性を踏まえて、「性能発注」を念頭に事業要件を整理しつつ、民間事業者提案（基本計画含む）を公募し、事業実施の事業者を特定します。
- 基本設計：具体的な寸法を検討し、設計図の基本となるものを作ります。
(※特定事業者により詳細設計・工事と一括して実施。市はモニタリングにより性能確保。)
- 実施設計：詳細な部分まで設計図を作り、工事に必要な費用を算出します。
(※特定事業者により基本設計・工事と一括して実施。市はモニタリングにより性能確保。)
- 工事監理：工事が設計図のとおり実施されているかどうかを確認します。
(※特定事業者により設計と一括して実施。市はモニタリングにより性能確保。)

6-4 建設工事に関する配慮事項

工事期間中は周辺環境への騒音・振動・安全対策に最大限配慮するとともに、工事スケジュールの透明性を高め、進捗情報を適宜、地域へ公表します。

6-5 児童生徒・教職員への移行支援

移行期においては、教職員間の連携体制の整備や、児童生徒への説明、学校見学、プレオープンの活動（体験授業など）を行い、不安の解消と円滑な適応を支援します。

6-6 地域説明・連携体制

整備・開校にあたっては、自治協議会や PTA 等との連携を密にし、適宜、説明会等を実施しながら、地域と共につくる学校づくりを進めていきます。

第7章 今後の体制整備

7-1 今後の検討課題

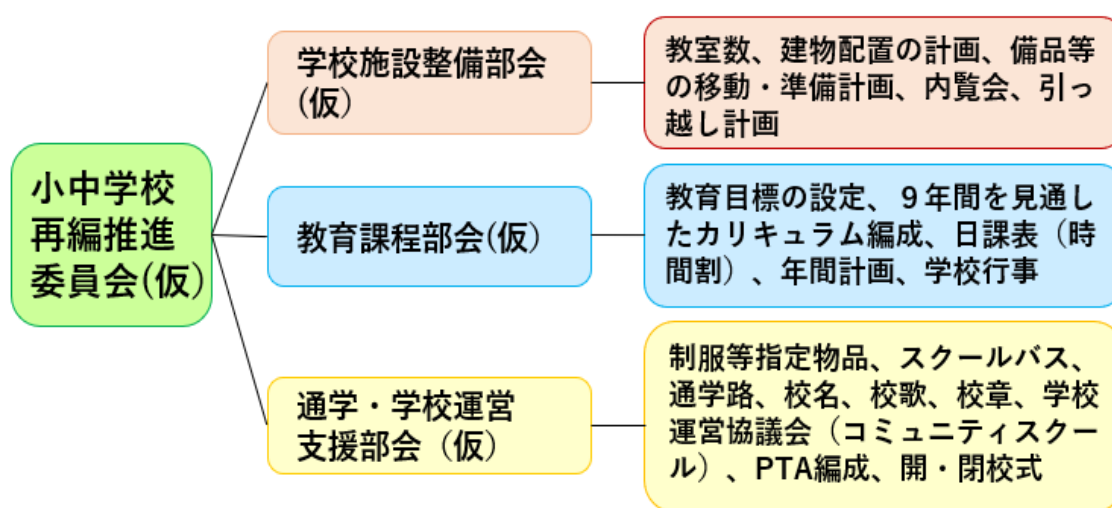
学校再編に向けて、今後も継続した検討が必要です。

- ・新校の教育方針と特色づくり
- ・教職員の人事配置と連携体制
- ・スクールバスや通学支援策の具体化

7-2 検討・整備に必要な体制

教育委員会の内部体制に加え、「小中学校再編推進委員会（仮）」を設置し、多角的な視点から意見を収集・反映していく体制を整備します。

開校に向けた委員会等の設置(案)



7-3 地域とともに歩む学校づくり

うきはの子どもたちを地域とともに育てていくため、学校と地域との連携・支援体制を充実させ、互いに交流を深めながら、地域の人たちが子どもたちの教育活動を支えやすい環境を整備します。

参考資料

参考資料 1 : 学校施設の規模・性能設定の参考資料

参考資料1：学校施設の規模・性能設定の参考資料

■学校施設の規模・性能設定の参考資料

日本で「学校施設／教室の規模や設計の拠りどころ」になる公的資料を整理しました。どこに“面積の最低基準”があり、どこが“設計ガイドライン（指針）”かが要点です。

■学校施設・教室の基準／指針

区分	名称（所管）	概要
法令基準 （最低基準）	小学校設置基準 （文科省 省令）	校舎・運動場の面積の最低基準（別表で児童数に応じた式）、必置室（普通教室・特別教室・図書室・保健室ほか）。※個々の教室寸法は法令で画一規定なし。
法令基準 （最低基準）	中学校設置基準 （文科省 省令）	校舎・運動場の面積の最低基準（別表の式：例）校舎＝ $600\text{ m}^2 + 6 \times (\text{生徒数} - 40) \dots$ 、必置室の列挙。※個々の教室寸法は画一規定なし。
設計ガイド （推奨）	学校施設整備指針： 小・中・高・特別支援 （文科省）	教育の在り方に基づく各室計画・ゾーニング・面積検討の考え方（学びの多様化・1人1台端末・インクルーシブ等を反映）。室の“望ましい面積・形状の考え方”を示すが、全国一律の寸法固定はしない。
衛生・環境 基準	学校環境衛生基準 （文科省 告示）	教室のCO ₂ （例：1500ppm以下が望ましい）・温度（18–28℃）・湿度（30–80%）・粉じん・気流、採光・照明・騒音などの環境基準。
施工標準 （仕様書）	公共建築工事標準 仕様書 （建築工事編ほか） （国交省 官庁営繕）	公共建築の材料・施工・検査の全国統一仕様。“教室の広さ”は規定せず、設計図書で定めた寸法・性能をどう作るかの標準。
施工標準 （改修）	公共建築改修工事 標準仕様書 （建築工事編ほか） （国交省 官庁営繕）	改修時の材料・施工・検査の標準。寸法規定ではなく施工基準。

○留意点

- ・ 「教室の“定尺（例：8m×9m）」は法令で全国一律に決まっています。
具体寸法は、上記設置基準（学校全体の最低面積）を満たしたうえで、学校施設整備指針の考え方と自治体の整備基準（ローカル標準）で決めるのが実務です。
例として、町田市は小：8m×9m／中：8m×10mを目安にする方針を公表しています。
- ・ “面積の最低ライン”は省令の別表にあり、一人当たりの床面積ではなく学校全体の校舎面積として規定されています（児童生徒数で計算）。個々の室面積は“指針＋設計と条件”で決める運用です。